

広報



# おんが

No.669

# '98 2.25

お知らせ版

## 黒坂 黒太郎 (正文)

### コカリナ コンサート

# 風と森とコカリナの調べ



【木のオカリナ】



#### 《黒坂黒太郎 (正文) 氏プロフィール》

1949年、長野県上田市に生まれる。黒坂正文の名でシンガーソングライターとして22年間にわたり一貫して環境や平和をテーマにした歌を作り、各地で2,500回にのぼるコンサートを行って来ている。

最近では日本でただひとりのコカリナ奏者として脚光をあびている。シンガーソングライター名、黒坂正文。コカリナ奏者名、黒坂黒太郎で活動中。

日時 3月21日 (土) 午後7時開演

会場 遠賀コミュニティーセンター

チケット 1枚 500円 (4歳以上)

※当日、保育あります！ (要予約)

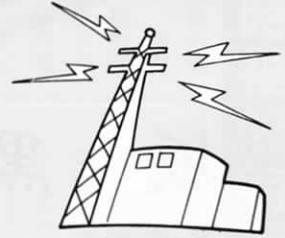
(社会教育課・中央公民館・コミュニティーセンターで3月3日から発売します)

☆問い合わせ 社会教育係 ☎ (293) 1234 内線357)

# くらしの

LIVING INFORMATION

## 情報



### 納税

固定資産税(4期)  
国民健康保険税(8期)  
3月2日まで

役場 293-1234

### スポーツ指導者 講演会を開催します

- とき 3月10日(火) 午後7時30分から
  - ところ 遠賀コミュニティセンターホール
  - 演題 「運動と健康」
  - 講師 福岡教育大学教授 医学博士 照屋博行氏
  - 参加申込み 3月5日(木)までに教育委員会体育振興係へお電話で申し込んでください。
  - ☎(293)1234内線358
- ※スポーツを通し、健康づくりを行いたい人などお気軽にご参加ください。

### 固定資産課税台帳 の縦覧を行います (税務課固定資産課)

地方税法の規定により、平成10年度固定資産課税台帳の縦覧を行います。自分の土地や家屋の課税

台帳を確かめましょう。特に昨年、家の新築・増築、土地の売買など固定資産に異動があった人は、ぜひご覧ください。所有者以外の方が縦覧する場合は、委任状が必要です。電話による価格などの問い合わせはできません。

### 妊婦相談が あります

- とき 3月2日(月) 午後1時30分～3時30分(受付は午後1時20分～1時30分)
  - ところ 遠賀町役場
  - 内容 母子健康手帳の交付、新年帳を確かめましょう。特に昨年、家の新築・増築、土地の売買など固定資産に異動があった人は、ぜひご覧ください。所有者以外の方が縦覧する場合は、委任状が必要です。電話による価格などの問い合わせはできません。
  - 縦覧期間 4月1日から20日まで(土・日曜日を除く)
  - 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
  - 縦覧場所 役場税務課固定資産係窓口
- ※平成10年度固定資産税の納付書は5月中旬に発送し、第一期の納期限は5月31日です。

### 遠賀町シルバー人材 センター会員募集中!

☆シルバー人材センターとは?  
地域の臨時的・短期的な仕事を高齢者に提供することにより、高齢者が長年つちかってきた経験・技術を生かし、生きがいの充実と社会参加を促すための場です。

☆会員の要件は?  
町内に居住している60歳以上(原則として)の健康で働く意欲と体力を持たれている人

☆仕事としては?  
センターが主に町内の家庭・事業所および官公庁から発注を受け、これらの仕事を会員の希望に応じて提供し、従事するかどうかは会員が決めます。多くの人の入会をお待ちしています。

●問い合わせ「遠賀町ふれあいの里センター」シルバー事務局  
☎(293)0430

### 移動労働相談が あります

- とき 3月11日(水) 午後1時～7時
  - ところ 福岡県八幡総合庁舎 一階 大会議室(北九州市八幡西区則松三丁目七一)
  - 対象者 働くすべての人(これから働く人を含む)
  - 問い合わせ 福岡県北九州労働福祉事務所八幡駐在  
☎(601)9052
- ※その他 予約不要、無料

### 9か月児健康診査 があります

- とき 3月12日(木) (受付) 午後1時10分～1時40分
- ところ 遠賀町中央公民館
- 対象 生後9か月～10か月児

### 文化協会舞踊の部 発表会があります

- とき 3月15日(日) 午後1時～4時
  - ところ 中央公民館ホール
- ※つたない舞踊ですが精一杯踊ります。皆様おそろいでご来場ください。なお、お楽しみプレゼントの品々を多数用意しています。
- 問い合わせ 中央公民館  
☎(293)1355

### ひとのうごき

平成10年1月末日現在( )は前月比

世帯数 6,235 (+7)

人口 19,769 (+8)

- 男… 9,398
- 女… 10,371
- 転入… 70
- 転出… 56
- 出生… 9
- 死亡… 15

広報掲載  
受付中

# 春の サークル会員 募集



広報おんがでは、4月10日号で春のサークル会員募集記事の掲載を予定しています。希望されるサークルは、次の内容を用紙に記入して3月20日(金)までに役場企画調整係へ申し込みください。

### ■内容■

- ・サークルの名称
- ・紹介文(60字以内)
- ・練習日と時間
- ・練習場所
- ・対象者
- ・費用(会費は年会費か月会費か、入会金の要不要など)
- ・申込先(住所、氏名、電話番号)

サークルのジャンルは問いませんが、営利を目的とする教室などの掲載はお断りします。

### ■問い合わせ■

企画課企画調整係へ

## 交流会に備えて・・・ グラウンドゴルフ教室を開催します

- とき 3月15日(日) 午前9時から10時30分まで
- ところ 各小学校グラウンド
- 参加資格 町内在住者(小学4年生以上)、在勤者
- 申込み 事前の申込みは必要あり

りませんので、住所地の会場に直接お集まりください。  
●問い合わせ 教育委員会体育振興係 ☎(293) 1234 内線358

## グラウンドゴルフ交流会 参加者募集

- とき 3月22日(日) 午前8時30分から(雨天中止)
- ところ 遠賀総合運動公園グラウンド
- 参加資格 町内在住者(小学4年生以上)、在勤者。個人でもグループでも参加できます。
- 内容 一チーム六人(チーム編成は当日会場で抽選を行います。)で二コース(一コース、

八ホール)を回り、全員で最小打数を競い合うものです。  
●申込み 3月16日(月)までに教育委員会体育振興係へお電話で申し込むか、またはグラウンドゴルフ教室の時に各会場で申し込んでください。  
☎(293) 1234 内線358



## 防衛庁職員(電気) を募集します

- 採用予定人員 電気 一人
- 応募資格 30歳以下(平成10年6月1日現在)の男性で、工業高校電気科を卒業した人または電気工事士の資格保有者
- 採用予定日 6月1日以降
- 勤務先 航空自衛隊 芦屋基地
- 給与 十五万二千九百円(二十万七千六百円(経験・年齢により決定されます))

## ご注意ください! また、出役しています 痴漢が!

昨年の春先にも連続して発生していました痴漢が、また出役しています。いつ、どの区域で出現するとも限りませんので、ご家庭では子どもの安全指導について格段のご注意をお願いいたします。また、地域の皆さんも子どもたちの登下校時や遊戯中などには、目を配っていただき痴漢事故防止にご協力をお願いいたします。

遠賀町教育委員会

被害の報告

- ◆1/22 広渡 露出狂(20歳くらいの男、白い服、黒のズボン、短い髪)
- ◆1/23 遠賀川 露出狂(20歳くらいの男、黒っぽい服、バックをもっていた)
- ◆1/23 給食センター付近 露出狂(20歳くらいの男、黒っぽいズボン、傘をもっていた)
- ◆1/26 緑光苑 軽自動車に乗った男。後ろから女性に抱きつき、車に連れ込もうとした。

## 有害鳥獣駆除を 実施します

◇イノシシ  
3月1日から

- 地域 虫生津・上別府・別府(千代丸)・尾崎・鬼津地区内鉄砲とワナで駆除します。
- 実施者 遠賀町
- 従事者(委託先) 遠賀郡猟友会
- 駆除従事者の識別 駆除に従事する猟友会員は「有害鳥獣駆除員」の腕章を付けています。
- 問い合わせ 産業課 農政商工係 ☎(293) 1234



## 九電ホームサービス 員がお伺いします

毎日の生活に欠かせない電気の話(電気講座)と趣味講座を楽しましませんか。ご自宅等でお友達同志の集まりなどありましたらそこ

- 申込み・問い合わせ 九州電力(株)折尾営業所 ☎(691) 3831 サービス担当

- 試験日 3月13日(金)
- 試験科目 教養(筆記試験)、口述試験、身体検査
- 願書受付期間 3月10日まで
- 申込み・問い合わせ 航空自衛隊 第3術科学校 総務課人事班 ☎(223) 0981

へお伺いいたします。  
◇内容 ●電気講座(五回コース) 発電のしくみ、電気料金の計算方法、照明について、電気器具の上手な使い方、コード修理 ※「電気講座(五回コース)終了の人で希望される人は、発電所見学会(日帰り)もあります。一回だけの講座(単発)でも承ります。ご応募お待ちしております。

# 所得税等の特別減税に関連し 国から臨時福祉特別給付金が支給されます

10年分所得税等の特別減税の実施に関連し、老齢福祉年金、特別障害者手当等の受給者や、低所得の在宅ねたきり老人、65歳以上の低所得者の皆様に、国から臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。

具体的な給付金の種類やその対象者、および支給の方法などは次のとおりですが、支給を受けようとする人は、申請書の提出が必要となりますので、役場福祉係に3月25日までに提出してください。

## 1. 臨時福祉給付金 (福祉給付金)

(1)平成10年2月1日において、本年2月分の次のいずれかの年金または手当を受給できる人が対象となります。

- ①老齢福祉年金
- ②障害基礎年金のうち、年金証書の年金コードの先頭三桁が「635」「265」「535」「082」に該当するもの
- ③遺族基礎年金のうち、年金証書の年金コードの先頭三桁が「275」「285」「645」「072」「082」「102」に該当するもの
- ④児童扶養手当
- ⑤特別児童扶養手当
- ⑥特別障害者手当
- ⑦障害児福祉手当

## ⑧福祉手当 (経過措置分)

⑨原爆被爆者諸手当 (医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当)

(注) ⑤の特別児童扶養手当については、手当の制度上の受給者は親または養育者となっていますが給付金は障害児の人が支給対象となります。

## (2)支給額

支給対象者一人につき一万円

(3)前記(1)に該当する場合でも、平成10年2月1日において生活保護を受けている人や社会福祉施設に入所されている人などには、それぞれの制度から別途同様の措置がとられることになっています。また、里親に委託されている人および養護委託をされているお年寄りの人は、福祉給付金は支給されません。

なお、通所(通園)施設等で通所サービスを受けている人や軽費老人ホーム等の契約型の施設を利用されている人で前記(1)に該当する場合は、福祉給付金の支給対象となります。

## 2. 臨時介護福祉金 (介護福祉金)

(1)平成10年2月1日において、生活保護を受けている人か、ある

いは平成9年度分の市町村民税所得割が非課税の人(本人が他の人の平成9年度分の市町村民税額の確定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、その人の当該市町村民税所得割が非課税の場合に限ります。)で次のいずれかに該当する人が対象となります。

## ①基準日において6か月以上(平成9年8月1日以前から)継続して、ねたきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の人(昭和8年2月1日以前に生まれた人)

②本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる人

(2)支給額  
支給対象者一人につき三万円

(3)ただし、平成10年2月1日において、病院、診療所、または老人保健施設に継続して3か月を超えて入院または入所(平成9年10月31日以前からの入院または入所)している人、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している人、里親に委託されている人および養護委託をされているお年寄りの人は、介護福祉金は支給されません。

## 3. 臨時特別給付金 (特別給付金)

(4)介護福祉金は、福祉給付金や特別給付金と異なって、ねたきりのお年寄りなどに対する在宅介護の支援を目的として支給されることから、同一の人が福祉給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。

(1)平成10年2月1日において65歳以上の人(昭和8年2月1日以前に生まれた人)で、平成9年度分の個人の市町村民税が非課税の人(本人が、他の人の平成9年度分の市町村民税額の確定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、その人の当該市町村民税が非課税の場合に限ります。)が対象となります。

(2)支給額  
支給対象者一人につき一万円

(3)前記(1)に該当する場合でも、福祉給付金の取扱いと同様に生活保護を受けている人などには支給されません。

(4)また、同一の人が「1. 臨時福祉給付金」の支給要件に該当する場合であっても、重複して給付金を受けることができません。

## 4. 支給を受けるための手続き

(1)臨時福祉特別給付金の支給を受

けようとする人は、臨時福祉特別給付金支給申請書(昭和8年2月1日以前に生まれた人(ただし、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等入所者は除く)および前述の各種年金・手当の2月分を受給できる人で支給対象になると思われる人に郵送します。)に必要事項を記入の上、役場福祉係に平成10年3月25日までに提出してください。

(2)この申請書は一枚で、「福祉給付金」「介護福祉金」並びに「特別給付金」のいずれに該当する場合でも申請書は一枚だけ提出していただくこととなります。

(3)臨時福祉特別給付金の円滑な支給事務手続きを進めるため、申請書を提出する際に、臨時福祉特別給付金の請求と受領を町長に委任していただくこととしていますが、申請書提出後、受給資格が認定されますと役場から直接支給されることとなります。この受給資格の認定の際に、市町村民税の課税状況を確認する必要がありますので、申請される人は、税務関係当局への照会についての同意書の記入、もしくは課税証明書の添付をお願いすることとしておりますのでご協力ください。

お問い合わせ  
役場福祉係  
☎(2993)1-2334